

金ヶ崎町緊急銃猟マニュアル

令和8年3月17日

金ヶ崎町農林課

目 次

1	本マニュアル策定の目的	1
2	緊急銃猟実施フロー概略図	2
3	緊急銃猟に備えた平時における準備	3
	(1) 机上及び実地訓練・研修等の実施	3
	(2) 保険の加入	3
	(3) 証票・必要物品の準備について	3
4	クマ等出没・目撃情報への対応	4
	(1) 住民等からの通報	4
	(2) 注意喚起のための情報発信	4
	(3) 出没場所・現場での対応(緊急銃猟実施可能性の判断)	4
	①「追い払いできる」	4
	②「緊急で捕獲できる」	5
	③「人の日常生活圏に侵入しているか」	5
	④「人の生命又は身体への危害防止のための措置が緊急に必要である」	5
	⑤「銃猟(銃猟、麻酔銃)以外では的確かつ迅速に捕獲が困難」	5
	⑥「日中の対応は可能であるか」	6
	⑦「銃猟が可能であるか」	6
	⑧「安全確保 人の生命又は身体に危害を及ぼす恐れがないか」	6
	(a) 捕獲位置、捕獲関係者の配置、人への跳弾到達防止、射撃方向のすり合わせ	7
	(b) 安全確保措置の検討(屋外の場合)(屋内の場合)	8
	(c) 引火物/爆発物の留意	8
	(d) 可能な限り損傷すべきでない物件の留意	8
	(e) 被弾したクマ等が暴れる 脱走することによる危害の留意	8
	(f) 中止の合図	8
	(g) 通行禁止又は制限	8
	(h) 鉄道施設管理者との協議	8
	(i) 警察署長への通報	9
	(j) 道路管理者への連絡	9
	(k) 通行禁止・制限の範囲の検討	9
	(l) ウェブサイトでの広報	9
	(m, n) 人の退避の範囲の検討	10
(4)	緊急銃猟の実施の判断及び外部への委託	10
(5)	緊急銃猟の実施	11
(6)	安全確保措置の解除	12
(7)	現状回復	12
(8)	建築物等の損失の確認	12
(9)	損失補償手続き(事後)	13
(10)	捕獲後の実績の記録	13

- 別紙 1 ツキノワグマ出没等受付簿
- 別紙 2-1 クマ・イノシシ緊急時の対応フロー
- 別紙 2-2 緊急銃猟実施に関する記入シート
- 別紙 2-3 関係機関の連絡先
- 別紙 3 緊急銃猟実施報告様式
- 別紙 4 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト
- 別紙 5-1 緊急銃猟(麻酔銃猟を除く)を実施する者の要件
- 別紙 5-2 緊急銃猟(麻酔銃猟)を実施する者の要件

1 本マニュアル策定の目的

近年、ツキノワグマ及びイノシシ（以下、「クマ等」という。）による人の生活圏への侵入により、生命や身体に危害を及ぼし、住民生活に深刻な影響を及ぼす事案が増加していることを受け、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号、以下、「法」という。）により、市街地等の人の日常生活圏での銃猟を可能とする制度（緊急銃猟）が創設され、令和7年9月1日から施行された。

これを踏まえ、当町においても人の日常生活圏及びその付近で緊急に銃猟を実施する必要がある場合を想定し、環境省緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月）及び岩手県市街地出没時対応マニュアル（令和7年9月1日）の内容を踏まえ、町民と緊急銃猟に関わる者の安全を最優先とした上で、迅速かつ適切に対応できるよう、本マニュアルを策定するものである。

《緊急銃猟の心得》

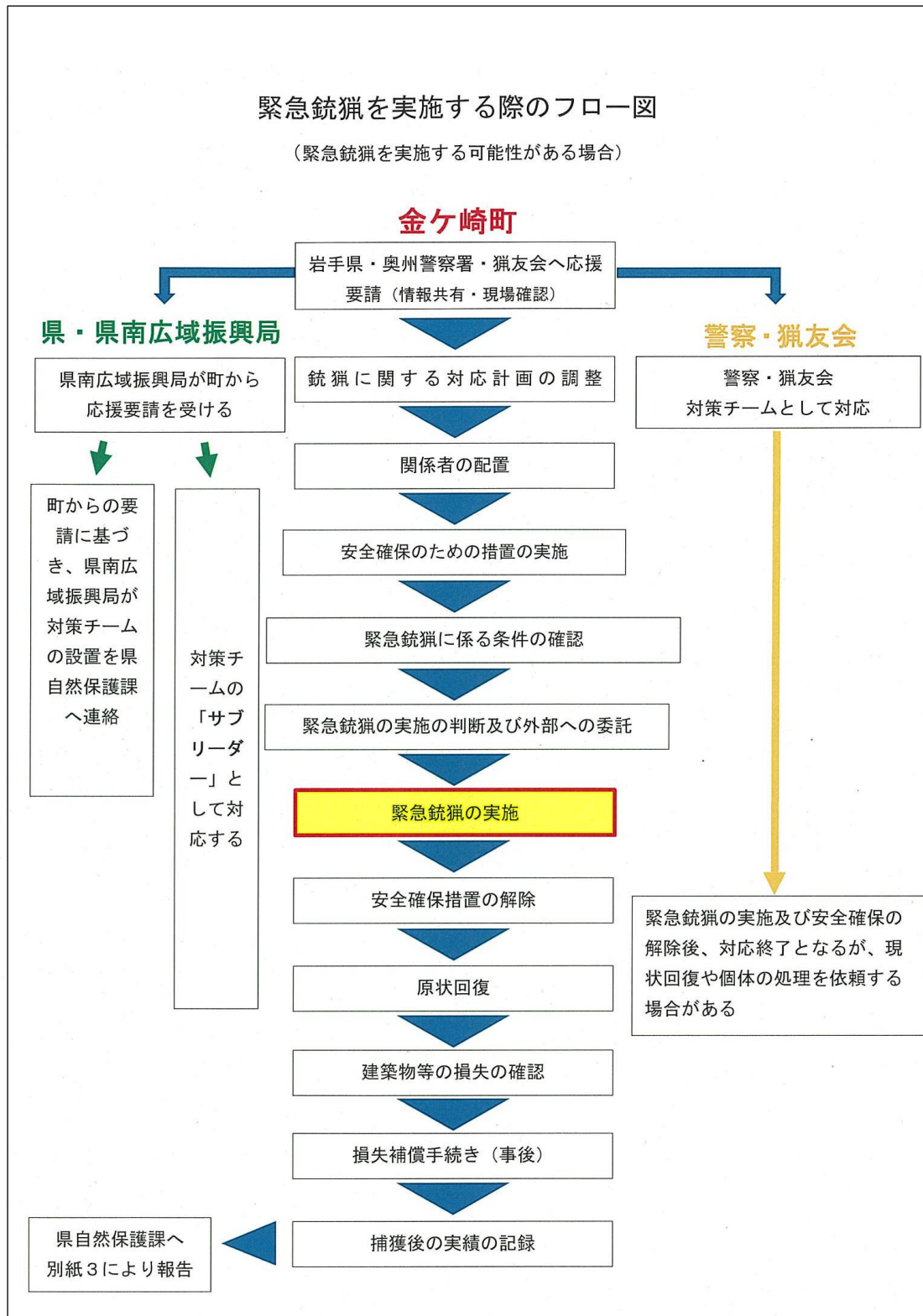
- ◆クマ等は人の想定を超えた行動をとる可能性があることを意識し、地域住民等はもとより自身の安全確保を第一に考えた行動をとる。
- ◆責任者の指示に従い、常に冷静に行動する。
- ◆出没現場で業務に従事する場合は、複数人で行動する。
- ◆出動の必要性が生じた場合は、可能な限り速やかに装備を整え現地に赴くものとする。
- ◆遠隔地等で現地への到着に時間がかかる場合は、無理に急がずに安全に配慮の上、行動する。

《緊急銃猟4つの条件》

- ◆クマ等が人の日常生活圏（住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物）に侵入していること（侵入するおそれ大きいことを含む）。
- ◆クマ等による人命又は身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。
- ◆銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること。
- ◆銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないこと。

※本マニュアルは、関連する事案の発生状況及び対応状況を踏まえ、より安全かつ迅速に対応が行えるよう随時の見直しを行う。

2 緊急銃猟実施フロー概略図



3 緊急銃猟に備えた平時における準備

(1) 机上及び実地訓練・研修等の実施

奥州警察署、岩手県南広域振興局、猟友会、金ケ崎町等の関係機関、委託者等を含め、実際に対応にあたるものが想定される者により実施する。

机上・実地の種類は問わないが、実施する場所や参加者については、町内の出没や被害の発生状況、町外の実例等を考慮するものとする。

なお、訓練の実施に当たっては、警察や猟友会等と十分調整のうえ、経験者と経験の少ない者を組み合わせるなど、全体のレベル向上に努める。

(2) 保険の加入

緊急銃猟の実施にて生じる恐れがある損失補償に対する保険に加入する。

- ・ 人身事故に対応する保険（例：跳弾が跳ね返り第三者にあたり怪我をした）
- ・ 捕獲者が被害を受けた場合の保険（例：緊急銃猟時にクマに襲われ怪我をした）
- ・ 物損に対応する保険（例：跳弾が建物、乗物等にあたって損壊した）

(3) 証票・必要物品の準備について

証票（自治体名の記載があるビブス等）及び必要物品は、事前に準備し、緊急銃猟の際には実施者等はビブスを着用することとし、その他の物については必要に応じて準備する。

事前に準備しておくもの	
証票 (ビブス)	<ul style="list-style-type: none">・ 捕獲者用（オレンジ色）・ 緊急銃猟対策チーム（黄色）・ 土地・建物に立入る者（緑色）・ 関係者（白色）
その他	<ul style="list-style-type: none">・ ヘルメット・ プロテクター・ 防護シールド・ クマ撃退スプレー・ 距離計測器・ トランシーバー・ 記録媒体・ 国ガイドライン・ 県マニュアル・ 金ケ崎町マニュアル

4 クマ等出没・目撃情報への対応

(1) 住民等からの通報

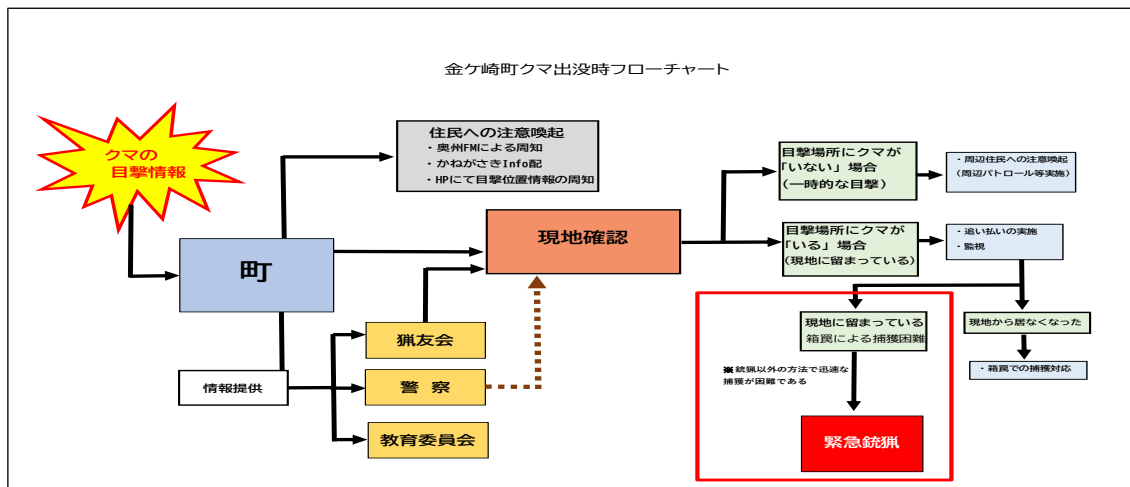
クマ等の出没、目撃情報が寄せられた際は、目撃時間、場所、頭数等を聞き取り、別紙1に記録するとともに、聞き取ったクマ等の状態（一時的な目撃か、現地に留まっているか、何等かの被害が生じているか等）により、下図の金ケ崎町クマ出没時フローチャートのとおり対応することとし、クマが現場にいる場合は、別紙2-1クマ・イノシシ緊急時の対応フロー（以下「別紙2-1対応フロー」という）により進めるものとする。

なお、関係者連絡先は別紙2-3のとおり。

(2) 注意喚起のための情報発信

クマ等の出没情報に係る情報提供を、かねがさき Info 及び奥州FMを用いて行い、町民等に対し注意喚起する。通報を受けた時点では緊急銃猟の実施となるかどうかは明らかでないが、平時から行っている情報発信を速やかに行う。

【参考】金ケ崎町クマ出没時フローチャート



(3) 出没場所・現場での対応（緊急銃猟実施可能性の判断）

※別紙2-1対応フロー
で確認

関係機関で情報共有、現場確認を行い、対応方針を協議・決定する。

【緊急時確認事項】

①「追い払える」とは、爆竹等を使用しクマ等を追い払うことが可能であるかということである。

○：現地にて追い払いができる（可能）場合は、安全確保の上で追い払いを行い、広報車等で注意喚起を実施する。場合によっては捕獲の検討を行う。

×：現地にて追い払いができない場合は②緊急捕獲の検討を行う。

《追い払いができない例》

- ・親子連れである
- ・ゴミや果樹、収穫物等のエサに執着してその場から離れない
- ・入り組んだ住宅地等で逃走経路を確保できない場所にいること
- ・負傷して動けなくなっている状況

②「緊急捕獲できる」とは、現地で猟友会と確認したうえで箱罠を使用しクマ等の捕獲が可能であるかということである。

○：緊急捕獲が可能である場合は特例許可又は口頭許可による捕獲の検討を行う。

×：捕獲ができない場合は③を確認する。

《緊急捕獲ができない例》

- ・法的・環境的な制限（日出前・日没後の活動、住宅集合地域での制約等）
- ・技術的・物理的要因（罠を設置しても逃げられたり壊されたり捕獲できない等）

③「人の日常生活圏に侵入しているか」とは、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物にクマ等が侵入していること（侵入するおそれ大きいことを含む）。

《主な場所》

- ・住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、その他勤務地、電車、自動車、船舶
その他日常生活圏や生業で通過・滞在する場所・乗物

《侵入のおそれとは》

- ・人の生活圏（家、庭、倉庫、その他施設等）に入り込む可能性やその危険性のことを指す。

⇒場所や状況を確認し侵入しているまたは侵入のおそれ大きい場合は、次に④を確認する。

④「人の生命又は身体への危害防止のための措置が緊急に必要である」とは、生命や身体に差し迫った危険があり、直ちに対応しなければ重大な結果（死亡や重傷など）を招くおそれがある状態である。

⇒状況を確認し危険と判断した場合は⑤を確認する。

⑤「銃猟（銃猟、麻醉銃）以外では的確かつ迅速に捕獲が困難」であるとは、人の日常生活圏に危険獣が侵入した緊急時に、箱罠や追い払い等の一般的な方法では、人命への危険がある中で確実に、かつ、その場ですぐに捕獲・駆除できない状況であること。

⇒猟銃以外の捕獲・駆除が困難である場合は、緊急銃猟を実施する可能性があるこ

とから岩手県に対策チーム設置の検討をする。また、対策チームの検討をしつつ⑥の内容確認を行う。

■県に対する応援の要請

鳥獣保護管理法第34条の5に基づき、町長は都道府県知事に対する応援の要請が可能となっている。応援に従事する県職員は町長の指揮のもと行動し、安全確保措置を講ずる際の支援や指揮命令への技術的助言を行う。

《応援の具体例》

- ・住民避難を呼びかける。また、その際に車を運転する。
- ・指揮命令を発する際に技術的助言を行う。

※「技術的助言」とは、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することである。緊急時の判断は、市町村が行うことから、緊急銃猟の実施の判断とならない範囲で行われるもの。

⑥「日中の対応は可能であるか」

○：日中の対応が可能である場合は、次の⑦の確認を行う。

×：日中の対応が可能でない場合は、麻酔銃の手配が可能であるかを確認し、麻酔銃の手配が可能となった場合は、麻酔銃捕獲予定者が捕獲要件を満たしていることを確認する。捕獲要件が満たした場合は⑧の内容確認を行う。

《日中の対応可能の検討について》

銃猟は原則として日中（日出から日没まで）に限り可能であり、夜間の銃猟は禁止されているため、クマ等が出没した時刻から緊急銃猟で駆除するまでの時間が日中で完了するものであるか否かで判断するもの。

⑦「銃猟が可能であるか」⇒可能である場合は⑧の事項を確認する。

《銃猟が可能であるとは》

緊急銃猟時に銃を使用して捕獲する者の確保ができるか。

金ヶ崎町では猟友会に有害捕獲業務を委託しており捕獲予定者は既に確認済みであり、捕獲者要件を満たしているもの。

⑧「安全確保 人の生命又は身体に危害を及ぼす恐れがないか」

⇒別紙2-1 対応フロー【条件4】の事項を確認するとともに関係機関と連携し対応する。

※確認を進めていく際は、別紙2-2 緊急銃猟実施に関する記入シート（以下「別紙2-2」という）を使用し、役割を決定し記載していくこととする。

別紙 2-1 クマ・イノシシ緊急時の対応フロー【条件 4】

条件 4	項目	具体的な内容
(a)	捕獲位置	クマ等を銃器で捕獲する場所。
	<p>捕獲関係者の配置</p> <p>【確定動員人数】</p> <p>捕獲者 1 人</p> <p>記録者 1 人</p> <p>※捕獲サポート、通行制限、避難周知、広報担当については、現場の状況で人数を確定するもの。</p> <p>《留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲者、捕獲サポート、土地の立入りをを行う者、通行制限が行う者が決定後、その者に証票（金ヶ崎町の記載があるビブスあるいは腕章）を渡す。（法令上必須） ※色については 3P に記載する。 ・所要の配置者にトラんシーバーを渡す。 ・記録機器の準備をする。 	<p>捕獲者の決定：町から委託契約により、実際に緊急銃猟を実施する。【対応者：猟友会の中から選出した者】</p> <p>※対応者決定後別紙 2-2 に記入</p>
		<p>捕獲サポート者の決定：射手とともに行動し、現場でサポートを行う。【対応者：猟友会の中から選出した者】</p> <p>※対応者決定後別紙 2-2 に記入</p>
		<p>通行制限の決定：道路において、通行制限を行う。</p> <p>【対応者：奥州警察署】必要に応じて都市建設課</p> <p>摘要：パトカー配置（台数は現地状況による）</p> <p>※対応者決定後別紙 2-2 に記入</p>
		<p>避難周知対応者の決定：付近の住民へ避難を呼びかける。（現場に臨場し、現場で住民へ避難を呼びかける。広報車にて、屋内退避または規制の外への脱出をアナウンス）【対応者：農林課・生活環境課職員】</p> <p>摘要：広報車 2 台（1 台あたり 2 名乗車）</p> <p>※対応者決定後別紙 2-2 に記入</p>
		<p>広報担当の決定：かねがさき Info での周知広報を行う。パソコンが必要なため庁内本部で対応する。</p> <p>【対応者：農林課職員】</p> <p>※対応者決定後別紙 2-2 に記入</p>
		<p>地権者と調整する者：緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者等と調整を行う。【対応者：農林課職員】</p> <p>※対応者決定後別紙 2-2 に記入</p>
<p>記録者の決定：緊急銃猟の状況及び時系列等を記録する。 ※撮影は捕獲者の了承を得ている場合に限る。緊急銃猟に係る時系列や実施内容について、別紙 3 により報告を行う必要があるため、記録機器等を用いる。</p> <p>※対応者決定後別紙 2-2 に記入</p>		

	人への跳弾到達防止	・銃器を使用する際に、跳弾が標的や地面、構造物に当たって跳ね返り、第三者や周辺の住民に命中することを防ぐための避難措置がされているか。
	射撃方向のすり合わせ	・猟友会及び警察と確認を行う。
(b)	安全確保措置の検討 (屋外の場合)	・バックストップの確保。 ・跳弾が到達する可能性、クマ等が興奮して移動する可能性を考慮した通行禁止・制限範囲を設定。 ・住宅付近の場合は、屋内退避等の呼びかけ。 ・確認内容を、捕獲チーム関係者において写真等で共有する。
	安全確保措置の検討 (屋内の場合)	・バックストップとなり得る壁の材質を確認。 ・住民等に敷地外への退避と通行制限の実施。 (弾丸がクマ等を貫通することが想定される場合は、建物の背後の確認を行う。) ・屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、盾等を装備する。 ・暗い室内の場合は、照明を携帯する。 ・確認内容を、捕獲チーム関係者において写真等で共有する。
(c)	引火物/爆発物の留意	緊急銃猟が行われる周辺に火災や爆発の危険性が高い物質がないことの確認を行う。 (油類、ガス管、アルコール類、シンナーなどの有機溶剤等) ・【屋外】射線上に引火物や爆発物などの危険物がないことを確認する。 ・【屋内】射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。
(d)	可能な限り損傷すべきでない物件の留意	・神社や寺院の建物(本殿、本堂、鳥居、山門など)が立つ敷地でないことの確認を行う。
(e)	被弾したクマ等が暴れる 脱走することによる危害の留意	・二次被害の可能性がある場所であるか確認。 被弾したクマ等が激しい苦痛と恐怖から攻撃を行うようになるため、その被害防止策。 暴れるクマ等に対する銃発射時の誤射の危険対策。
(f)	中止の合図	・中止の場合、捕獲者への意思伝達方法の確認。
(g)	通行禁止又は制限	・通行禁止とする場所及び期間を定める。
(h)	鉄道施設管理者との協議【協議先：JR 東日本】	通行の禁止・制限をしようとする場所(以下 通行禁止・制限範囲)に鉄道が敷設されているときは、警察署に通報する前にその鉄道施設を管理する者と協議する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設管理者との協議（必要あり・必要なし） <p>【協議事項】</p> <p>実施場所及び時間、射撃方向等、緊急銃猟実施による鉄道への影響について捕獲チームで検討し、影響がある場合は鉄道管理者へ協議を行う。※影響範囲は鉄道より半径 200m先にクマ等がいること。</p> <p>【承諾状況】</p> <p>条件等の確認</p>
(i)	警察署長へ通報（警察現場責任者へ伝える）	現状が緊急銃猟の可能性がある旨を伝える。
(j)	道路管理者への連絡	<p>通行制限・禁止範囲内の国道、県道、町道の管理者へ、通行制限等を行う場所、時間帯を連絡する。</p> <p>【連絡事項】</p> <p>実施場所及び時間、射撃方向等、緊急銃猟実施による鉄道への影響について捕獲チームで検討し、影響がある場合は道路管理者へ通知を行う。</p> <p>【承諾状況】</p> <p>条件の確認</p>
(k)	通行禁止・制限の範囲の検討【協議先：奥州警察署】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該範囲は、人の退避の範囲と同じ。 ・ 現場警察官は封鎖予定地点で待機し、生活安全課長の指示で一斉に規制をかけられるようにしておく。 ・ 救急車等緊急車両が通る場合は、状況により緊急銃猟を中断させる必要があるため、現地本部に連絡する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通行制限・禁止範囲についての捕獲チーム内での協議を踏まえ、緊急銃猟実施関係者以外が立ち入らないよう規制を行う。 (奥州警察署 生活安全課長) ・ 措置が完了したことを生活安全課長から確認する。 (町 農林課)
(l)	ウェブサイトでの広報【確認先：農林課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町公式ホームページ、かねがさき Info により住民周知を行う。 <p>【周知内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内本部に対し、下記の依頼をする。 ・ 通行制限・禁止範囲に入らないよう、町公式ホームページ、かねがさき Info、町公式 SNS を使用し呼びかけ。(なお、法律上、通行禁止措置を行わない場合は不要となっている) <p>文例：令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時頃より、〇〇町</p>

		の〇〇交差点の周囲において、出没したクマの捕獲等のため、通行制限を行います。クマ及び銃猟による危険があるため、近づかないよう、お願いいたします。
(m, n)	<p>人の退避の範囲の検討 ＜基本的な考え方＞ (マニュアル)</p> <p>緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、こうした危害が及びうる範囲に住民(周辺に住所を有する者に限らず、当該場所を通行している者も対象となる)が立ち入らないようにする。</p> <p>※マニュアル記載の実際にあった例として、住民は<u>屋内退避</u>となっている。【確認先：生活環境課】</p>	<p>(以下マニュアルより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・範囲の中心点是对象となる危険鳥獣又は捕獲者。ただし、形状は円形である必要はなく、人に弾丸が到達しうる範囲等に応じて設定。 ・必ずしも捕獲者の前方 180° 全てに人がいない状態を作らなければならない訳ではない。 ・一例として、マニュアル内の実例では鳥獣から半径 200m。 <p>(以下環境省 Q&A より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ずしも最大到達距離の範囲でなくとも可 ・屋内においては硬質の建物壁面等の後背の建物には弾丸が到達しないものとして扱ってよい。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難周知担当に対し、下記の指示を出す。 ・通行禁止・制限範囲にいる者(通行人等)を通行制限・禁止範囲の外へ退避させ、再び通行禁止区域内に立ち入らないように呼びかけること。 ・区域内にある建物内にいる者が通行禁止区域の外に出ることが困難な場合は、屋外に出ないように呼びかけること。 <p>避難周知担当の広報例：「この近くにいるクマの捕獲のため、銃を使用します。危険ですので、屋外にいる方は、建物に避難するか、規制の外に出てください。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難についての周知は広報車で行うか又はパトカー等で行うか確認。また、学校施設等から半径 200m 以内に危険獣がいる場合は、学校施設等に周知を行う。

(4) 緊急銃猟の実施の判断及び外部への委託

捕獲者に留意点を伝達したうえで、緊急銃猟の判断をし、外部へ委託する。

項目	内容
緊急銃猟の指示、外部への委託(証票配布)	<ul style="list-style-type: none"> ・留意点を伝え、捕獲者は別紙4の緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックシートに署名した。 ・町長の実施決定判断 (時 分) ・現場担当者は農林課長へ報告し、また、農林課長は町長へ報告する。

《緊急銃猟の留意点》

ア 緊急銃猟の実施

捕獲者は、あらかじめ伝えられた留意点や関係法令の注意事項に注意しながら、対応を行うが、町から中止の判断に係る号令等がかかった場合には、即応できるようにする。

イ 町の役割

緊急銃猟の実施に際して、町は次の i ~ iii の役割を担うものとする。

i 安全確保措置が引き続き講じられているか等の確認

クマ等が移動した場合や通行制限措置を無視して制限区域内に立ち入る者が発見された場合等には、緊急銃猟の条件である、銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶ恐れがない状態とは言えない状況になり得るため、町は安全確保措置が講じられているかを常に把握し、確認する必要がある。

ii 中止の判断

緊急銃猟が中止となった場合、捕獲者から証票を回収する。

クマ等が移動した場合や通行制限措置を無視して制限区域内に立ち入る者が発見された場合等には、町は、速やかに緊急銃猟を中止する判断を行い、捕獲者を含む捕獲関係者に中止の判断を伝える。

捕獲者は、安全の確保に疑念がある場合は、捕獲者自身が中止の必要性を町へ進言する。

中止の際には、捕獲者に対し速やかに脱包の確認と銃カバーをかぶせることを指示する。

iii 緊急銃猟の記録

捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合には、緊急銃猟の実施内容について、町の責任で対応内容が後から証明できるよう、撮影機器を用いて撮影して記録を行う。

(5) 緊急銃猟の実施

指示を受けた捕獲者は緊急銃猟を実施する。また、捕獲者は緊急銃猟を実施する前に別紙 5-1 又は別紙 5-2 に署名する。

項目	内容
緊急銃猟の実施確認	・ 緊急銃猟の実施（発砲） （ 時 分） ・ クマ等の捕獲確認（止め刺し含む） （ 時 分）
【中止の場合】 緊急銃猟の中止 （ 時 分）	・ クマ等移動 ・ 立入者あり ・ 捕獲者の進言（ ） ・ その他（ ）

(6) 安全確保措置の解除

緊急銃猟の実施が終了し、クマ等の死亡を確認後、担当者（農林課職員）は、④で実施した安全を確保するための措置の解除指示をする。

項目	内容
安全確保措置の解除 着手（時 分） 完了報告受付（時 分）	・ 通行禁止・制限の解除指示（生活安全課長へ） ・ 地域住民等の避難解除指示（避難周知担当へ） ・ 住民への周知（HP 等）指示（庁内本部へ）

《安全を確保する措置の解除》

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の死亡による安全確認後、安全を確保する措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）の解除を行う。

緊急銃猟が終了した旨、周知する。

現場広報の例：緊急銃猟が終了しましたので、通行制限を解除します。ご協力いただき、ありがとうございました。

SNS 等の文例：金ヶ崎町〇〇地内の通行制限は、クマの捕獲が完了したため〇時〇分に解除しました。

(7) 原状回復

捕獲個体を移送し、現場の清掃をする。

項目	内容
原状回復の確認 （時 分）	・ 捕獲個体の移送 ・ 現場清掃の実施

《原状回復》

捕獲した個体は、速やかに現場から搬出し、各種計測後、処理を行う。

(8) 建築物等の損失の確認

緊急銃猟により建物等への被害がないか確認する。

項目	内容
建築物等の損失確認 （時 分）	・ 建物・壁への被害はないか ・ 周辺施設・車両への被害はないか

《損失確認》 ※できる限り写真等で記録しておく

・ 跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無を捕獲関係者で確認し、被害状況（大きさ、写真等）を記録する。

・ 被害状況は、建物所有者等に損失被害がないか最終確認する。なお、着弾などにより道路に損傷が発生した場合は、道路管理者に連絡する。

クマ・イノシシ 緊急時の対応フロー

(1) 対応方針の検討

現地での確認

① 追い払えるか? → できる → 【手段】
 ・安全確保の上追い払い
 ・広報車等で注意喚起
 ・通常捕獲の検討 など

② 緊急捕獲できるか? → できない → 緊急捕獲検討 ※特例許可

【初動】緊急銃猟の可能性がある旨を県に連絡

③ 【条件1】人の日常生活圏に □ 侵入している □ 侵入のおそれ大きい
 (膠着状態、侵入区域限定的)

□ 住居 □ 広場 □ 生活用道路 □ 商業施設 □ 農地 □ その他勤務地
 □ 電車 □ 自動車 □ 船舶 □ その他日常生活圏や生業で通過・滞在する場所・乗物
 (登山道などは不可)

町マニュアルP4 (3)

✓ (侵入している 侵入のおそれ大きい)

④ 【条件2】緊急性
 □ 人の生命又は身体への危害防止のための措置が緊急に必要である。
 ↓ ✓ (措置が緊急に必要である)

⑤ 【条件3】方法
 □ 銃猟 (銃猟、麻醉銃) 以外では的確かつ迅速に捕獲等が困難。

【対策チーム設置の検討】
 緊急銃猟実施可能性のある旨を県に連絡 ※原則として県に要請し、また、町長及び関係者に報告する。

(2) 対応計画の調整

(カメラ等で記録)

⑥ □ 日中の対応は可能か
 ↓ はい

⑦ □ 銃猟が可能か
 □ 捕獲予定者が要件(A~C)を満たす → ✓ (可能)

⑧ □ 麻醉銃を手配可能か
 □ 捕獲予定者が要件(C)を満たす → ✓ (可能)

緊急避難検討

(夜間野外の有資格者なし) → いいえ

(急変含む)

(捕獲者要件)
 □ (A) 銃猟免許
 装薬銃の場合：第一種銃猟免許
 空気銃の場合：第一種または第二種銃猟免許

□ (B) 射撃経験
 過去1年以内に年2回以上の銃猟または射撃練習をしている。

□ (C) 捕獲経験
 過去3年以内に、使おうとする銃と同種の銃で、クマ・イノシシニホンジカのいずれかを捕獲した経験がある。

氏名

⑧ 【条件4】安全確保 人の生命又は身体に危害を及ぼす恐れがない
 別紙2-2に記入
 詳細は町マニュアルP7~P9参照 (人への跳弾到達、弾による火災爆発、被弾鳥獣の逸走)

銃猟実施にむけた計画検討 確認が必要な事項に○		準備完了確認チェック
(a) 捕獲位置/関係者の配置/人へ跳弾到達防止/射撃方向すりあわせ	実施	<input type="checkbox"/>
(b) (屋外)射撃方向のバックストップの確認(土や芝生など) (屋内)堅牢な壁/壁貫通先にバックストップの確認	実施	<input type="checkbox"/>
(c) 引火物/爆発物の留意(油類、ガス管、その他)	要・不要	<input type="checkbox"/>
(d) 可能な限り損傷すべきでない物件の留意(神社仏閣、貴重品等)	要・不要	<input type="checkbox"/>
(e) 被弾した危険鳥獣が暴れる/逸走することによる危害の留意	要・不要	<input type="checkbox"/>
(f) 中止の合図、その他の留意点	要・不要	<input type="checkbox"/>
(g) ・通行禁止又は制限(場所: 期間:)	禁止・制限・不要	<input type="checkbox"/>
(h) 鉄道管理者との協議	要・不要	<input type="checkbox"/>
(i) 警察署長へ通報(警察署現場責任者へ伝達)	要・不要	<input type="checkbox"/>
(j) 道路管理者への連絡	要・不要	<input type="checkbox"/>
(k) 通行禁止・制限範囲の確認	要・不要	<input type="checkbox"/>
(l) ウェブサイトでの広報(HP、SNS)	要・不要	<input type="checkbox"/>
(m) ・住民の避難	要・不要	<input type="checkbox"/>
(n) □ 広報車/パトカー等での周知 □ 学校等への連絡	要・不要	<input type="checkbox"/>

(3) 緊急銃猟の実施

証票(ビブス)配布 調整した計画で銃猟準備

緊急銃猟の実施 ← 町長実施判断 ← 農林課長へ報告 ← 証票(ビブス)オレンジ色 捕獲者へ配布

確認事項報告

(4) 事後処理

□ 捕獲個体の安全確認(生死)、記録、適正処理
 □ 着弾、跳弾による物損等の確認記録、現状回復
 □ 通行制限・避難の解除(広報車等、WEB、SNS)